

道路運送車両法

1. 案内情報

- ① 手続名:回送運行の許可及び許可証の交付
- ② 手続根拠:道路運送車両法第36条の2第1項及び第3項
- ③ 手続対象者:自動車の回送を業とする者
- ④ 提出時期:なし
- ④ 提出方法

回送運行許可:道路運送車両法施行規則第26条第1項各号の事項を記載した申請書と共に、必要書類(同条第2項の書面等)を添付して、自動車の回送を業とする者の営業所の所在地を管轄する運輸局(以下「運輸局」という。)に提出することとなっています。

回送運行許可証の交付:同規則第26条の3第1項各号の事項を記載した申請書と共に、必要書類(同条第2項の書面等)を添付して、自動車の回送を業とする者の営業所の所在地を管轄する運輸支局(以下「運輸支局」という。)に提出することとなっています。

なお、詳細については、運輸局又は運輸支局にご確認願います。

- ⑥ 手数料:許可証の交付については以下のとおり。

1枚につき次に掲げる金額

- ・有効期間が1月以内の許可証2,050円
- ・有効期間が1月を超え2月以内の許可証4,100円
- ・有効期間が2月を超え3月以内の許可証6,100円
- ・有効期間が3月を超え4月以内の許可証8,200円
- ・有効期間が4月を超え5月以内の許可証10,200円
- ・有効期間が5月を超え6月以内の許可証12,300円
- ・有効期間が6月を超え7月以内の許可証14,300円
- ・有効期間が7月を超え8月以内の許可証16,400円
- ・有効期間が8月を超え9月以内の許可証18,400円
- ・有効期間が9月を超え10月以内の許可証20,500円
- ・有効期間が10月を超え11月以内の許可証22,500円
- ・有効期間が11月を超え1年以内の許可証24,600円

- ⑦ 添付書類・部数:運輸局又は運輸支局にご確認願います。
- ⑧ 申請書様式:運輸局又は運輸支局にご確認願います。
- ⑨ 記載要領・記載例:運輸局又は運輸支局にご確認願います。

2. 窓口案内

- ① 提出先:運輸局又は運輸支局

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000034.html

②受付時間:運輸局又は運輸支局にご確認願います。

③相談窓口:運輸局又は運輸支局

3. 手続情報

①審査基準:運輸局又は運輸支局にご確認願います。

②標準処理機関:運輸局又は運輸支局にご確認願います。

③不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)